

乳牛牧場國營に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月卅拾日

乳牛牧場國營に關する質問主意書

一、牛乳不足が今回の某産院事件を発生したのである、牛乳さえ、充分あれば乳兒は充分に育成されたのである、一ヶ年間三十五万石前後の牛乳不足が乳兒を、かくの如く慘憺たる死へと送り込む遠因である、政府は棄子院を作ると言うが牛乳無くて棄子院をのみ作つても何を食せしむる考えか所見を問う。棄子院よりも先きに必要なるは牛乳である。牛乳さえ充分容易に大衆が入手出来れば一の棄子もないのである。

牛乳は乳兒の主食である、農林省が本当の心掛さえあれば三十五万石の牛乳不足は終戦後二ヶ年半の今日、充分捕捉出来たのである、某産院の外に大、小の差こそあれ沢山の乳兒が、あの運命になつてゐるはずで考へても氣の毒である。

三十五万石の牛乳不足は僅かに三万頭の乳牛の増加により補給し得るのであり飼料は充分國內に有る。

百千の議論より牛乳増産の実行以外に乳児救済の方法はないが、政府の所見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。